

# 宮古市水産振興ビジョン

令和4年3月

宮古市

# 宮古市水産振興ビジョン「実行計画」

## 1 策定の趣旨

### (1) 策定の目的

宮古市水産振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、水産業の進むべき方向性と、これを達成するための基本的な方針を示すため、平成28年からスタートしました。

新ビジョン策定を行ってきましたが、令和元年東日本台風災害、令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年度を初年度とする新ビジョンの策定作業を中断せざるを得ませんでした。

本市の水産業は、生産の拡大を目的とした「つくり育てる漁業」を中心に地域経済を牽引しています。

本ビジョンでは、水産業が本市の基盤産業として持続・発展していくため、社会情勢の変化や、地域の実情にあわせた振興策を示し、「宮古市総合計画」に掲げる「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を目指し、「活力に満ちた産業振興都市づくり」の実現に取り組んでいきます。

### (2) ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（令和2年3月策定）を最上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画（※）として、水産分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

また、国、県及び関係機関に対しては、このビジョンの積極的な支援、協力を要望するとともに、事業者・産業関係団体等に対しては、誘導指針として協力を要請するものです。

### (3) 計画期間

本ビジョンの計画期間は、宮古市総合計画及び宮古市産業立市ビジョンの計画期間である令和4年度から令和6年度までの3ヶ年とします。

# 宮古市総合計画

<分野別基本施策>

活力に満ちた産業振興都市づくり

## 宮古市産業立市ビジョン

宮古市港湾振興ビジョン

宮古市観光振興ビジョン

宮古市工業振興ビジョン

宮古市商業振興ビジョン

宮古市水産振興ビジョン

宮古市林業振興ビジョン

宮古市農業振興ビジョン

※政策分野別の実行計画

宮古市産業立市ビジョンでは、政策分野計画として「農業」「林業」「水産」「商業」「工業」「観光」「港湾」の7つの実行計画を位置づけます。

## 2 目標指標・目標値

宮古市総合計画（前期基本計画）の部門別計画において、次のとおり水産業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指 標 名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
① 水産業総生産額 (百万円)	3,514 (H23)	5,469 (H28)	6,071 (R4)
② 魚市場水揚量 (t)	33,503	23,540	39,100
③ 養殖漁業生産量 (t)	7,997	9,973	10,683
④ 整備工事実施漁港数 (漁港)	0	0	8
⑤ 老朽化対策工事実施漁港数 (漁港)	0	0	6
⑥ 漁協組合員数 (人)	2,364	2,073	2,073
⑦ 宮古市漁業担い手確保対策事業補助金就漁計画認定者数 (後継者除き)	3 (単年)	5 (単年)	30 (5年間)
⑧ 魚市場水揚額 千円	6,704,269	6,451,742	8,380,000
⑨ 閉伊川漁協遊漁券 (行使を含む。) 発行件数 (件)	2,864	4,160	4,160

※目標値の考え方①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

- ① 東日本大震災により一旦落ち込み回復傾向にあったが、H27をピークに再び減少している。直近5年の最大値であるH27の数値を目指すもの。※水産業総生産額 H29 数値
- ② 減少傾向にあるが、R元年度策定の地方卸売市場宮古市魚市場経営戦略による目標値を引用するもの。
- ③ 東日本大震災により一旦落ち込み回復傾向にあったが、震災前の水準には回復していない。養殖漁業者の減少と高齢化を勘案し、直近5年の最大値であるH27の数値を目指すもの。
- ④ 漁港施設整備(防波堤・物揚場・用地他)により漁業作業の効率化等を実施した漁港数。
- ⑤ 安全安心な漁業作業環境を確保するために老朽化対策を実施した漁港数。  
(災害復旧工事がH30年度に終了し、新たな整備計画、または震災前の整備計画を見直し参考値、現状値を0とした。)
- ⑥ 現状値(H30)を維持するもの。
- ⑦ 宮古市水産業・漁村復興調査事業により調査した確保すべき担い手の目標設定数(後継者を除く)。
- ⑧ 減少傾向にあるが、R元年度策定の地方卸売市場宮古市魚市場経営戦略による目標値を引用するもの。
- ⑨ 遊漁者人口が減少傾向にあるなかで、現状維持(H30)を目指すもの。

### 3 重点事業（コア・プロジェクト）

このビジョンを実行するため、具体的に取り組む施策を重点事業（コア・プロジェクト）と位置づけ、次のとおり示します。

#### 重点事業Ⅰ. 「つくり育てる漁業の新たな展開」(SDGs②④⑭⑰)

項目	事業内容
① つくり育てる漁業の新たな展開（うみだす）	(1) 魚類養殖事業・畜養事業 ・海洋状況の変化を見据え、魚類養殖や畜養事業（ウニ・ナマコ等）を推進し安定的な水揚げに取り組む。 ・海面養殖・陸上養殖を推進し、新たな魚種等の研究を進めるとともに、生産から流通まで一貫した体制の確立を目指す。 (2) 磯焼け対策 ・関係機関と連携し、復興交付金事業で各漁場に整備したコンブ移植基材等を活用し磯焼け対策に取り組む。

#### 重点事業Ⅱ. 「水産物ブランド化」(SDGs②④⑭⑰)

② 水産物ブランド化事業（うりこむ）	水産物のPR ・良質な水産物、水産加工品について、地域ブランドとして情報発信を行う。 ・宮古市水産物販売戦略検討会と連携し、水産物毎のブランド化（付加価値）に取り組む。 ・廻来船の積極的な誘致を行い、関係機関と受入れ体制の構築を図り、宮古市魚市場の水揚げ増大を図る。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 重点事業Ⅲ. 「担い手対策」(SDGs②④⑭⑰)

③ 担い手対策（はぐくむ）	担い手対策 ・漁業の魅力を市内外の児童・生徒に伝える体験学習授業等を実施する。 ・岩手県立宮古水産高校の学科「養殖科」の新設を要望するとともに、市外からの生徒に対し、家賃補助の支援を行う。 ・漁業に意欲を持って新規に参入する就業希望者に対し、事業実施主体（漁協）を通じて補助金支援を行う。 ・宮古市の水産業の魅力を全国にPRし、水産業に着業できる受け入れ体制づくりに取り組む。
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4 施策の推進

施策の推進にあつては、宮古市産業振興条例（平成28年3月28日、条例第21号）に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進していきます。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議（仮称）」を設置し、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行っていきます。

資料

「宮古市水産振興ビジョン 2016~2019」の実績検証（令和3年7月）

1 計画の期間

平成28年（2016年）から令和元年（2019年）までの4年間

2 基本目標（数値目標）の実績

基本目標	単位	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 実績	達成度 (%)※1	目標 H31
① 生産の拡大 (水産業総生産額)	百万円	4,106	4,661	6,071	5,469	5,969	111.4	5,354
① 生産の拡大 (魚市場水揚量)	t	28,318	23,899	16,811	23,540	18,973	38.6	49,177
① 生産の拡大 (養殖漁業生産量)	t	10,683	8,158	9,977	10,302	9,348	60.1	15,558
② 漁港・漁場。漁 村整備 (漁港災害復旧整備)	復旧率	54	55	63	65	100	100	100
③ 経営基盤の強化 (漁協組合員数)	人	2,184	2,120	2,095	2,073	2,041	88.2	2,314
④ 担い手確保・育 成	人	57	53	79	57	51	78.5	65
⑤ 流通加工体制の 整備 (魚市場水揚額)	百万円	7,471	8,197	6,321	6,452	4,971	57.3	8,678
⑥ 河川漁業の推進 (閉伊川漁協遊漁券発 行件数)	件	3,584	3,028	3,033	4,160	4,160	130	3,200

※達成度(%)は、目標値に対する直近の実績値との比較

## 資料

### ○宮古市産業振興条例

平成28年3月28日 条例第21号

#### (目的)

第1条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

#### (基本方針)

第4条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- (5) 市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

#### (市の役割及び責務)



第5条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

(事業者の役割及び責務)

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割及び責務)

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(産業の振興に関する意見交換会の開催)

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 資料

### 宮古市水産振興ビジョン策定委員会要綱

#### (設置)

第1条 宮古市水産振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市水産振興ビジョン策定委員会を置く。

#### (組織)

第2条 宮古市水産振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）は、委員17人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市水産振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業振興部水産課において処理する。

#### (補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年6月15日から施行する。

#### 附 則

平成27年8月 5日一部改正「委員17人以内」